

南国市PRキャラクター「シャモ番長」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南国市（以下「市」という。）が著作権を有する南国市PRキャラクター「シャモ番長」のイラスト、立体物又はこれらに準ずるものの著作権（以下「シャモ番長」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許諾申請等)

第2条 「シャモ番長」を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、南国市長（以下「市長」という。）に使用許諾申請書（別記第1号様式）を提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(使用許諾)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除き、使用を許諾するものとする。

- (1) 南国市（以下「市」という。）の品位を損ない、又は損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人及び団体、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (4) 「シャモ番長」を営利目的で使用するとき。ただし、その使用が本市のPRに資するものと認めるときは除く。
- (5) 暴力団（南国市暴力団排除条例（平成23年3月23日南国市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。この号において同じ。）又は暴力団に関与する者が利用するとき。
- (6) 「シャモ番長」をこの使用規程に基づいて使用しないおそれがあるとき。
- (7) 「シャモ番長」のイメージを損なうおそれがあるとき。
- (8) その他公益上の観点又は著作権管理上の観点から不相当であるとき。

2 市長は、「シャモ番長」の使用を許諾するとき又は使用を認めないときは、別記第2号様式による使用許諾回答書により、申請者に通知する。

3 使用者は、「シャモ番長」のデザイン等を変更して使用する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザイン等を変更したい場合は、あらかじめ市と協議を行うこと。
- (2) 完成したデザイン等は、イラストレータ及びjpgデータにより市に提出すること。
ただし、市においてデザイン等を確認し、変更したデザイン等が「シャモ番長」のイメージを損なうおそれがあると判断した場合には、変更を許諾しないものとする。
- (3) 変更したデザインに類似したものを南国市及び南国市が許諾した者が使用した場合に、南国市及び当該南国市が許諾した者に対して著作権侵害等の申立てを行わず、著作人格権を行使しないこと。

4 市長は、「シャモ番長」の使用許諾に当たって、必要な条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第4条 「シャモ番長」を使用するに当たっては、原則として商品等に「南国市PRキャラクター『シャモ番長』」の標記を付すこと。ただし、スペース等の関係で表示が難しい場合は、それが南国市の著作物であることを示す「©南国市」の表示をもって代えることができる。

2 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。

(使用料)

第5条 シャモ番長の使用料は、無料とする。

(使用期間)

第6条 「シャモ番長」の使用期間は、原則として5年以内とする。

- 2 前項の規定に関わらず、5年を越えて引き続き使用する場合は、改めて使用許諾を受けなければならない。
- 3 市長は、必要に応じ、使用期間を変更することができる。

(完成品の提出)

第7条 使用者は、許諾を受けた商品等の完成品を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真による提出等をもって完成品の提出に代えることができる。

(許諾内容の変更)

第8条 使用者が許諾を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、市長に別記第3号様式による使用内容変更許諾申請書を提出し、その許諾を受けなければならない。

- 2 市長は、「シャモ番長」の使用内容の変更を許諾するとき又は変更を認めないときは、別記第4号様式による使用内容変更許諾回答書により、使用者に通知するものとする。
- 3 第2条第2項、第3条第1項及び第3項並びに第6条の規定は、第1項の申請について準用する。

(許諾の取消し)

第9条 市長は、「シャモ番長」の使用が許諾内容に違反していると認める場合には、当該許諾の取消しをすることができる。

- 2 前項に規定する許諾の取消しは、別記第5号様式による使用許諾取消書により、使用者に通知する。
- 3 使用者は、第1項の規定により「シャモ番長」の使用が取消しされたときは、取消しの通知があった日以降、これを使用（製造、販売又は出荷を含む。）してはならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第10条 使用者は、第3条の規定により許諾を受けた目的以外の目的のために「シャモ番長」を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(責任の制限)

第11条 第9条の規定により、「シャモ番長」の使用の許諾を取り消した場合において、使用の許諾を取り消された者又は第三者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- 2 使用者が、「シャモ番長」の使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償を求められた場合でも、市長はその責めを負わない。
- 3 使用者は、「シャモ番長」の使用により南国市に損害を与えた場合は、故意又は過失の有無に関わらず、これによって生じた損害を南国市に賠償しなければならない。

(使用状況の調査)

第12条 市長は、使用を許諾した「シャモ番長」の使用状況について調査をすることができる。この場合、使用者は市長からの調査の通知を受けた場合は、「シャモ番長」の使用状況について市長に報告しなければならない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月12日から施行する。